

# 《仮設許可申請について》

## 仮設許可とは

建築基準法第85条第6項の規定により、一定の期間を定めて許可を受けた仮設建築物については、建築基準法の一部の規定を除外することが出来ます。

## 1. 許可対象となる建築物

- ①本建築物の建て替えのため、当該建築物の工事期間中の代替施設として設けられる仮設店舗等の仮設建築物（原則として、倉庫を除く）
- ②仮設興行場
- ③博覧会建築物
- ④その他
  - ・分譲マンション販売のためのモデルルーム
  - ・税務署（確定申告所）、郵便の業務の用に供する施設
  - ・選挙用事務所（当該選挙期間中の選挙事務所で、当該選挙区域内にあるもの）

など

※許可対象となるかどうか判断が難しいものについては個別にご相談下さい。

## 2. 許可期間

- ①本建築の建て替えのための代替建築物 → 当該工事の施工上必要な期間
  - ②仮設興行場
  - ③博覧会建築物
  - ④その他
- 1年以内で必要な期間  
(仮設許可日から仮設建築物の解体日まで)

## 3. 仮設許可を受ける場合の条項の取扱い

### (1) 仮設許可により適用が除外される条項

「4. 仮設許可の基準」によります。

例えば、特殊建築物の耐火規定、内装制限、用途地域制限、建蔽率制限、容積率制限、防火地域規定、準防火地域規定などです。

※適用が除外される条項の詳細については法令集などでご確認ください。

### (2) 適用除外を受けない条項

建築基準法をそのまま適用します。

例えば、避難規定、居室の採光・換気・排煙、階段、構造規定などです。

#### 4. 仮設許可の基準

原則として、下記の基準によること。

(1) 階数は3階建て以下とする。

(2) 仮設建築物1棟の延べ面積が

①500㎡未満 → 屋根を不燃材料でふく。

②500㎡以上1,000㎡未満 → 屋根を不燃材料でふき、柱・梁・小屋組・外壁及び軒裏を不燃材料で造る。

③1,000㎡以上 → 主要構造部及び軒裏を不燃材料で造る。

\* 耐火構造の壁、または特定防火設備で区画した場合は、②、③においては別棟とすることができる。

\* 耐火構造の壁は鉄筋コンクリート造以外の構造とすること。

(3) 火気使用室等は壁及び天井を不燃材料又は準不燃材料で仕上げる。

ただし、事務室に設ける湯沸かしスペース等は、天井から垂れ壁(50cm以上)を設けてその内側の壁及び天井を準不燃材料にすることができる。

(4) 防火地域及び準防火地域内に設置する場合

①仮設建築物の階数が3階建ての場合は、建築基準法第2条第1項九の三に基づく準耐火建築物とすること。

②延焼のおそれのある部分

防火地域内 → 外壁、軒裏を防火構造とする。

準防火地域内 → 外壁、軒裏を不燃材料で造り、又は覆う。

(5) その他、建築安全課からお願いする安全上・防火上・衛生上の指示に従って下さい。

## 5. 仮設許可申請における工事着工までの流れ

